

一般社団法人子育て交流ぽーと t e t e 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人子育て交流ぽーと t e t e と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を新潟市に置く。

(公告)

第3条 この法人の公告は、官報に掲載してする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 この法人は、結婚、妊娠、出産、転勤等の生活の変化により新しいコミュニティへ参加しようとする市民のために、子どもの健全育成に関わる保健師、助産師、看護師、保育士等の専門職や多彩で献身的な人材及び企業等をつなぎ、分野を超えた交流を通して地域の育ち合う力を高め、子育て支援者の育成やサービスの提供により育児環境の向上と児童虐待防止を図ることを目的とする。

(事業)

第5条 この法人は、前条の目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 子育て交流事業
- (2) 子育て講座事業
- (3) 安心して子育てができる環境の整備を目的とした保育環境と子育て支援の質の向上を図るための事業
- (4) 子育てに関する情報や社会資源の情報発信事業
- (5) 児童虐待防止に関する事業
- (6) 男女共同参画社会の形成の促進を図る事業
- (7) 行政や学校、企業、子育て支援団体、子育て支援者等並びに保健師、助産師、看護師、保育士等の専門職をつなぐネットワーク事業
- (8) 各種イベント、研修の企画、立案、制作、運営、管理とコンサルティング、講師の紹介及び派遣事業
- (9) 飲食物の提供
- (10) 前各号に関する相談事業、訪問事業及び委託事業
- (11) 前各号に掲げる他、目的達成するために必要な一切の事業

第3章 社 員

(法人の構成員)

第6条 この法人は、この法人の事業に賛同する個人又は団体であつて、次条の規定によりこの法人の社員となった者をもって構成する。

(入社)

第7条 この法人の社員になろうとする者は、別に定めるところにより申込みをし、代表理事の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第8条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になった時及び毎年、社員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退社)

第9条 社員は、別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第10条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員の資格喪失)

第11条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の支払義務を半年以上履行しなかったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該社員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事の選任又は解任
- (3) 理事の報酬等の額
- (4) 計算書類等の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 この法人の定時社員総会は、毎年5月に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、当該社員総会において社員の中から選出する。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 定款の変更
- (3) 解散及び残余財産の処分
- (4) その他法令で定められた事項

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第20条 この法人に、理事3名以上6名以内を置く。

2 理事のうち1名を代表理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事の互選によって理事の中から選定する。

3 業務執行理事は、代表理事以外の理事の中から、理事の互選により選定する。

(役員職務及び権限)

第22条 理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

(役員任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事は、第20条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

第6章 計算

(事業年度)

第25条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第26条 この法人の事業計画及び収支予算は、毎事業年度開始前に代表理事が作成し、社員総会の承認を受けなければならない。

(事業報告及び決算)

第27条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成して定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 貸借対照表

(3) 損益計算書(正味財産増減計算書)

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、定款及び社員名簿を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

第7章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第28条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第29条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第30条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 附 則

(最初の事業年度)

第31条 この法人の最初の事業年度は、法人成立の日から平成31年3月31日までとする。

(設立時役員)

第32条 この法人の設立時役員は、以下のとおりとする。

新潟市中央区堀之内南3丁目7番22号27

設立時理事 平山 沙知子

新潟市西区小新南1丁目12番14号

設立時理事 夏目 文子

新潟市中央区関屋田町3丁目450番地

設立時理事 橋本 純子

新潟市中央区堀之内南3丁目7番22号27

設立時代表理事 平山 沙知子

(設立時社員)

第33条 この法人の設立時社員の氏名及び住所は、以下のとおりである。

新潟市中央区堀之内南3丁目7番22号27

設立時社員 平山 沙知子

新潟市西区小新南1丁目12番14号
設立時社員 夏目文子
新潟市中央区関屋田町3丁目450番地
設立時社員 橋本純子

(法令の準拠)

第34条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。

以上、一般社団法人子育て交流ぽーと t e t e 設立のため、設立時社員平山沙知子外2名の定款作成代理人である司法書士後藤真介は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名をする。

平成31年3月15日

設立時社員 平山沙知子

設立時社員 夏目文子

設立時社員 橋本純子

上記設立時社員の定款作成代理人

新潟市中央区堀之内南3丁目7番21号3階
司法書士 後藤真介
(登録番号 新潟県司法書士会 第582号)